

磐田市優良施工業者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市が発注した工事を施工した工事成績が優秀な者を表彰することにより、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 請負者 本市が発注した工事の請負人で法第2条第3項に定める建設業者であり、かつ、法第2条第5項に定める元請負人をいう。
- (3) 技術者 本市が発注した工事の法第26条第1項に定める主任技術者又は法第26条第2項に定める監理技術者をいう。
- (4) 請負者等 本市が発注した工事を施工した磐田市内に主たる営業所（法第3条第1項に規定する本店に限る。）を有する請負者及び当該工事の技術者をいう。
- (5) 完成検査 磐田市建設工事検査規程（平成17年磐田市訓令第29号）第2条第1号に定める完成検査をいう。
- (6) 工事成績評定点 磐田市土木工事成績評定基準又は磐田市建築・設備工事成績評定基準に基づき評価した評定点をいう。

(表彰の区分)

第3条 この要領による表彰（以下「表彰」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 優良請負者表彰 本市が発注した工事を優秀な成績で施工した請負者
- (2) 優良技術者表彰 本市が発注した工事を優秀な成績で施工した技術者
- (3) 特別表彰 その他市長が特に表彰する必要があると認めた請負者等

(表彰の方法)

第4条 表彰は、市長が行い表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

3 表彰は、毎年度1回行う。ただし、特別表彰を行う場合は、この限りでない。

(表彰の基準等)

第5条 表彰の審査の対象は、請負者等が施工した工事で、表彰年度の前年度に完成検査が実施された工事実績が、次の各号のいずれかに該当したものとする。

- (1) 請負契約金額が200万円を超える工事であり、かつ、工事の工事成績評定点が84点以上のもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項各号の規定にかかわらず、施工が特に他の建設業者の模範となると認められるときは、当該請負者等に対して表彰を行うことができるものとする。

(欠格事項)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事にかかる請負者等に対し表彰を行わない。

- (1) 表彰年度の前々年度から表彰の前日までに入札参加停止等を受けた請負者等又は受けることが明らかな請負者等
- (2) 表彰年度の前年度に完成検査を受けた工事のうち、工事成績評定点74点以下の評価を受けた請負者等
- (3) 本市に関わる諸税、料金等の納付を滞納している請負者
- (4) 表彰の対象となることを目的に関係者に働きかけを行った請負者等
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている請負者（更生手続開始の決定を受けている請負者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている請負者（再生手続開始の決定を受けている請負者を除く。）
- (7) その他表彰することが不適当と認められる請負者等

(委員会)

第7条 表彰する請負者等を選考するため、磐田市建設事業審査委員会規程（平成17年磐田市訓令第14号）において定める磐田市建設事業審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 委員会は、被表彰候補者名簿（別記様式）から優良請負者及び優良技術者を選考する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(表彰の取り消し)

第8条 第4条の規定により表彰を受けた者が、重大な契約不適合が明らかになったとき、又はその他表彰にふさわしくない行為が明らかになったときは、当該表彰を取り消すことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度以降に検査を実施した工事に対して適用する。平成24年度以前に検査を実施した工事については、従前の要綱を適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の磐田市優良施工業者表彰要領の規定は、平成31年度に検査を実施した工事から適用し、平成30年度以前に検査を実施した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年５月２０日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。